

令和 年度 特別区民税・都民税申告書

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

荒川区長殿

年 月 日
提 出

納税義務者

令和 年1月1日の 現在の住所	荒川区	お問い合わせ番号	
現住所	現住所が上記の住所と異なる場合は記入してください。	事務処理欄	
フリガナ		電話番号	
氏名	(印)	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日
個人番号		

代理人

(印) 続柄

電話番号

(1) 確定申告した上場株式等の所得

		所得金額 (損益通算前)	住民税の配当割額控除額、もしくは、 株式等譲渡所得割額控除額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得については、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものです（所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。また、所得税の確定申告において、上記の表の住民税の配当割額控除額や、株式等譲渡所得割額控除額の記載誤り・記載漏れなどがあり、上場株式等の所得と判断できない場合、確定申告書の区分で住民税を課税することがあります。

(2) 申告不要制度、もしくは、以下の課税方式を選択します（☑してください）。

上記の**上場株式等の配当所得等**について、住民税では申告しません。

上記の**上場株式等の配当所得等**について、住民税では下記の所得として申告します。

		所得金額(損益通算前)	配当割額控除額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	

上記の**上場株式等の譲渡所得等**について、住民税では申告しません。

上記の**上場株式等の譲渡所得等**について、住民税では下記の所得として申告します。

		所得金額(損益通算前)	株式等譲渡所得割額控除額
上場株式等の譲渡所得等 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)		円	円

原則として、該当年度の申告期限までにこの申告書を提出することが必要です。

ただし、期限後であっても、納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効です。

(該当する納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告は無効となります。)

特定口座年間取引報告書等の写しを添付してください。

申告書の提出先 荒川区役所 税務課 課税係

住所: 〒116 8501 東京都荒川区荒川2丁目2番3号

電話: 03-3802-3111(代表) 内線2316 ~ 2319 2321 ~ 2323